速報!!

平成27年1月13日

一般社団法人東海木造住宅協会
会員各位

住宅金融支援機構

フラット35S　金利引下げ幅の拡大等

一般社団法人東海木造住宅協会
事務局　058-271-3003

（全1枚）

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、「住宅金融支援機構のフラット35Sの金利引下げ幅の拡大等について」が位置づけられました。

本施策は、住宅金融支援機構のフラット35等を通じて、住宅取得者等の住宅ローンに係る負担を軽減することにより需要を喚起し、住宅投資の拡大を図ろうとするものです。施策の概要は下記のとおりですので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

記

【フラット35Sの金利引下げ幅の拡大】

省エネルギー性等に優れた住宅の取得を促進するフラット35Sについて、当初5年間又は10年間の金利引下げ幅を現行の0.3%から0.6%に拡大。

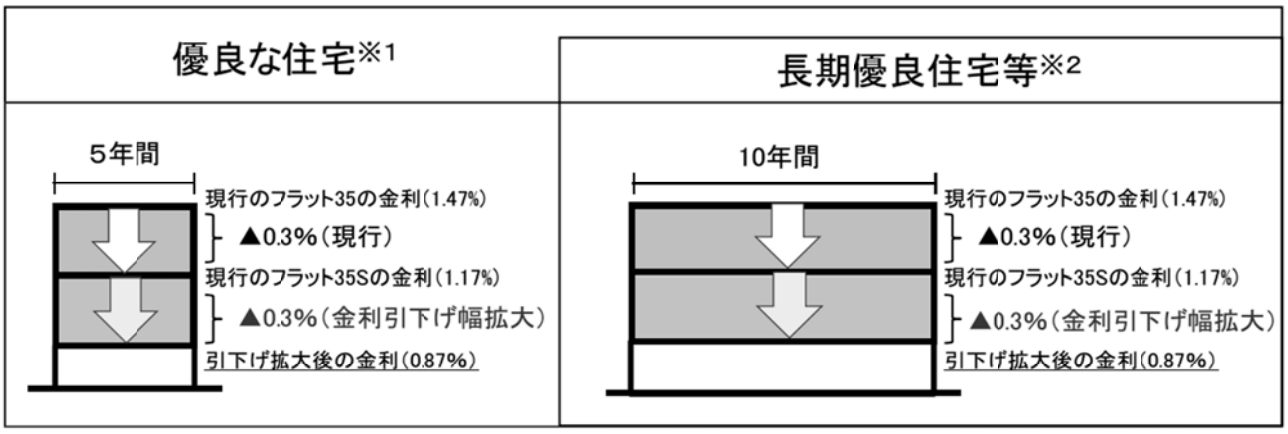

※1　省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅
※2　長期優良住宅、認定低炭素住宅等の特に優れた住宅
※3　図の金利は、平成27年1月5日時点のフラット35（返済期間21年以上35年以下・融資率9割以下）の最低金利であり、融資実行時の金利が適用されることに留意

【フラット35（買取型）の9割超融資の金利引下げ】

フラット35（買取型）の9割超融資について、9割以下融資に上乗せされている金利の引下げを実施。

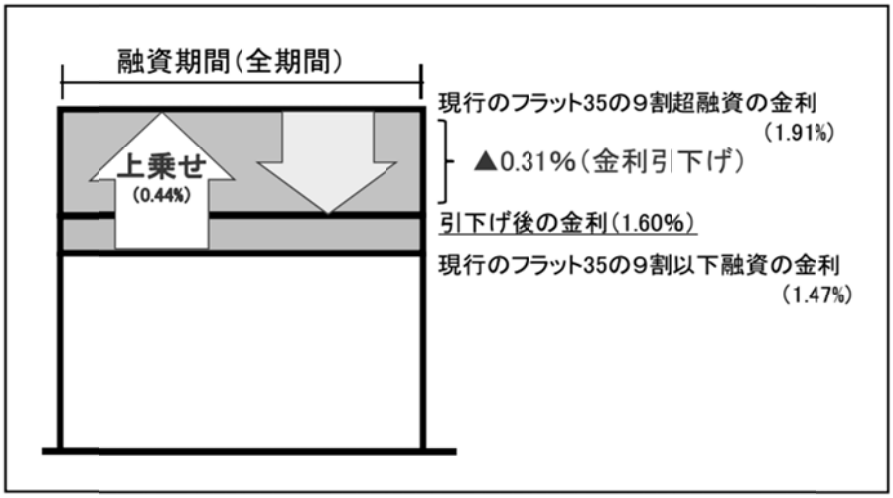

※ 図の金利は、平成27年1月5日時点のフラット35（返済期間21年以上35年以下・融資率9割超）の最低金利であり、融資実行時の金利が適用されることに留意

【住宅融資保険事業の保険料率の引下げ】

民間金融機関の住宅ローンが事故となった場合に民間金融機関に保険金を支払う住宅融資保険について、保険料率の引下げを実施。

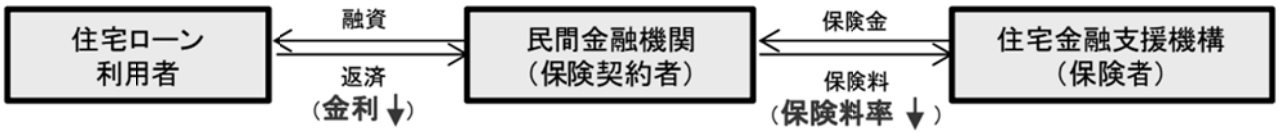

※ 一般の住宅ローンの場合、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保に限る。

※ 本施策は、補正予算成立後速やかに開始し、最大1年間の実施を予定しています。

※ 開始日前に申込をした方でも、開始日以降に資金を受け取る場合、本施策の対象となります。なお、開始日等の制度の詳細は、補正予算成立後に（独）住宅金融支援機構のホームページ（http://www.jhf.go.jp/）において、お知らせが出ますので、ご確認をお願いします。

【問い合わせ窓口】

国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室　野坂　TEL　03-5253-8111（内線39713）
FAX　03-5253-8518

引き続き皆様に役立つ有益な情報の発信に努めさせて頂きます。　以上

一般社団法人東海木造住宅協会
■事務局　〒500-8447　岐阜市大倉町12　TEL　058-271-3003　FAX　058-271-5630